

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成18年2月22日

各 位

2月社長記者会見

1. 平成18年度 業務計画 <資料1 参照>
2. 「IRポイント割引制度」の創設について <資料2 参照>
3. 当面のIR支援イベント <資料3 参照>
4. コーポレート・ガバナンスに関する開示方法の見直しに伴う
有価証券上場規程等の一部改正について <資料4 参照>

以 上

平成 18 年度 業務計画

1. 名証市場の魅力及び信頼性の向上

(1) 上場銘柄の拡充

セントレックスへの単独上場を中心とした、新規上場の促進活動に引き続き取り組むとともに、外国会社の上場実現に向けた取組みを実施する。

(2) 流通市場機能の向上

名証独自の諸制度やサービスなどを広くアピールし、名証市場の利用促進につなげる。

(3) 適正な自主規制等機能の発揮

名証市場の信頼性、公正性をさらに向上させる観点から、上場監理、市場監理及び参加者監理などの自主規制等機能を十分に発揮するための取組みを強化する。

(4) システムの安全性向上等

各システムの現状及び過去に発生したシステム障害を踏まえ、システムの安定性向上策に取り組む。

(5) その他リスク管理に関する事項

リスク管理態勢の実効性向上を図ることを目的として、非常時を想定した社内訓練を実施するとともに、内部監査及び社内教育を実施する。

2. 市場参加者との関係強化

(1) 上場企業へのサポート強化

上場メリットの拡大に向け、I R 支援サービスの提供をはじめとした上場企業へのサービス向上を図るとともに、上場企業に対するアフターフォローやコミュニケーションの強化を図る。

(2) 取引参加者との関係強化

取引参加者懇談会の開催や取引参加者への個別訪問の実施により、取引参加者との関係強化を図る。

(3) 投資知識普及活動の実施

個人投資家のすそ野拡大を目的に、他の業界団体等と協力し、証券知識の教育・啓発活動に取り組む。

3. 財務体質の安定化

年間上場料や取引参加者負担金等のほかに、相場環境に左右されない安定的な収入を確保するため、名証相場情報について全面的な課金を行い、情報関連収入の拡充等に努める。

また、引き続き全社的に事務の合理化・効率化を行うなど一層のコストダウンを図り、財務体質の強化を図る。

(ご参考) 来年度業績見込み (平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 18 年度	1,350	180	238	116

以上

「IR ポイント割引制度」の創設について

1. 趣 旨

「株式売買の促進」と「IR 支援イベントへの参加促進」のため、「ポイント」制度によるインセンティブ方式を導入する。

2. 概 要

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当取引所の全上場企業を対象に、立会外取引の取引量に応じ、ポイントを付与する。 ・ 取得したポイントは、一定の還元率により、一部 IR 支援イベントの参加料から減額する。 <p>[ポイントの取得]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①取得対象 <ul style="list-style-type: none"> : 名証の立会外取引での取引実績 ②算出方法 <ul style="list-style-type: none"> : 取引実績（売買量）を、売買単位株数で除して、ポイントに換算 ③有効期間 <ul style="list-style-type: none"> : 暦年半期（1月～6月／7月～12月）毎に、ポイントを累積加算 : 期末閉鎖後、翌期初から、ポイントを行使可能 有効期間 1 年 <p>[ポイントの行使]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行使対象 <ul style="list-style-type: none"> : IR 支援イベントのうち、「IR エキスポ」と「企業研究セミナー」を、減額対象 : 上記イベントの参加料から、取得ポイントの金額還元額を、減額 ②還元率 <ul style="list-style-type: none"> : 1 ポイントにつき、50 円 : ただし、1 イベントでの減額最大幅は、10 万円のキャップ 	<p><試算例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 万株の立会外取引を実行 （注）売買単位 千株 ・ $50 \text{ 万株} \div \text{千株} = 500 \text{ P}$ ・ $500 \text{ P} \times 50 \text{ 円} = 2 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$ ・ イベント参加料から 2 万 5 千円減額

3. 実施時期

- ①ポイント累積開始日 平成 18 年 1 月 1 日～
- ②ポイント行使可能日 平成 18 年 7 月 5 日～

平成18年2月22日
 株名古屋証券取引所

当面のIR支援イベント

1. 「名証IRエキスポ2006」

- (1) 日 程 平成18年7月14日(金)・15日(土)の二日間
 (2) 場 所 中小企業振興会館「吹上ホール」
 (3) 募集企業数 130社程度(前年109社)
 (4) 来場予定者 1日目:アナリスト等 800名(同 760名)
 2日目:一般投資家 4,000名(同 3,800名)
 (5) イベント内容

【初日・アナリスト等向け】

個別面談	企業ブースにて、アナリスト等と個別面談。
企業説明会	会議室にて、アナリスト等を集めて説明会。
トップ懇親会	アナリストと出展企業トップによるランチパーティー。 (IRエキスポ10回出展記念の表彰を予定)

【二日目・一般投資家向け】

トップ プレゼンテーション	会場内特設エリアにて、企業トップが自社をIR。 新規上場企業のみ絞った特設エリアも予定。
ブース説明会	企業ブースにて、随時説明。 ツアー形式での、ブース巡回イベントも予定。
株式講演会	著名人評論家等による株式講演。
証券会社協賛セミナー	主要証券会社主催による大規模セミナー(株式講演)。

2. 「株式投資サマー(ウインター)セミナー(仮称)」

- (1) 日 程 現役層の集客に焦点をあて、平日業後と休日に実施
 ・平成18年8月19日(土)・24日(木)
 9月2日(土)・7日(木)の4日間
 ・平成19年1月～2月にも、冬季版を予定
 (2) 場 所 名証MICホール
 (3) 募集企業数 24社程度(1回2社)
 (4) 来場予定者 一般投資家 150名/1日
 (5) イベント内容 中部地区企業を主体とした会社説明会(株式講演会を付加)

以 上

コーポレート・ガバナンスに関する開示方法の見直しに伴う 有価証券上場規程等の一部改正について

平成18年 2月22日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

最近、上場会社による不祥事が続発する中で、改めて上場会社におけるコーポレート・ガバナンスの重要性が指摘されている。

当取引所では、従来から、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する施策等については開示対象としていたが、決算短信において他の情報と併せて開示されるため、投資者からの注目度が低く、また、一覧性がないため投資判断の参考にしづらいついた問題があった。

そこで、当取引所は、こういった問題点を改善するため、従来のコーポレート・ガバナンスに関する開示方法を見直し、新たに「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出及び開示を求めると、「有価証券上場規程」等の一部を改正することとする。

2. 改正概要

(備 考)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出及び開示

株券（外国株券を除く。）の上場を申請する新規上場申請者は、当取引所が当該株券の上場を承認した場合には、以下のコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書を提出し、当該報告書（その内容を記載した資料を含む。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

・有価証券上場規程第7条の5、同取扱い要領10の4

- ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報
- ② 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- ③ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- ④ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況
- ⑤ その他当取引所が必要と認める事項

(2) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の修正等

① 上場株券（外国株券を除く。）の発行者は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく当該変更内容について記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該書面（その内容を記載した資料を含む。）を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

・適時開示規則第4条の5、同取扱い4の3

② 当該変更内容が、資本構成及び企業属性に関する事項であるときには、当該変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく当該変更内容について記載した書面の提出を行うことができるものとする。

(3) その他

従来の決算短信でのコーポレート・ガバナンスの施策等についての開示は、平成18年3月1日以後に終了する事業年度に係る決算の内容の開示から要しないものとする

・改正前適時開示規則第2条第9項

3. 施行日

- ・平成18年3月1日から施行する。
- ・施行日において現に上場されている株券（外国株券を除く。）の発行者は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を平成18年5月31日までに当取引所に提出するものとする。

以 上